(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月4日

高知県知事 濵田 省司 殿

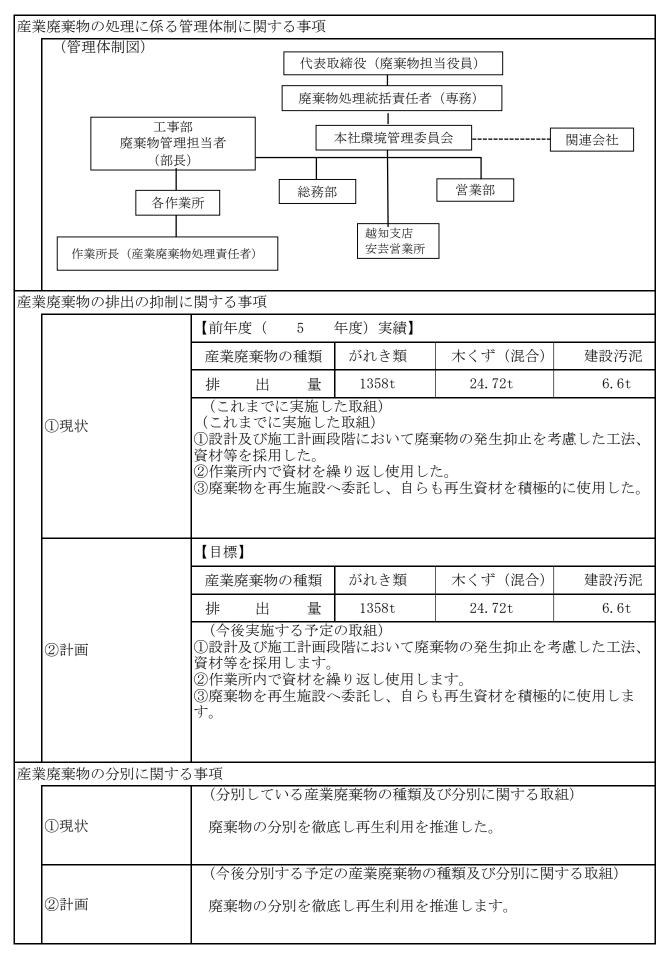
提出者

住 所 高知県土佐市宇佐町宇佐2827番地8 氏 名 株式会社龍生 代表取締役近澤克昌 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-856-2422

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	漁高潮第26-6-4号宇佐漁港海岸(宇佐東部地区)高潮対策工事他6件
事業場の所在地	高知県土佐市宇佐町宇佐
計 画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該事業場において現に行	っている事業に関する事項
①事業の種類	建設業(総合工事業)
②事業の規模	建設業:元請完成工事高1,118,000千円(前年度実績)
③従 業 員 数	34人
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	○がれき類(建設工事等で発生)→自社運搬又は収集運搬業者へ委託 →再生処理業者へ委託し、再生砕石として再資源化。 ○建設混合廃棄物(木屑等)(建設工事等で発生)→自社運搬又は収 集運搬業者へ委託→処分業者へ委託。 木屑は木材チップ、廃プラスチックはプラスチック原料、金属くずは 圧縮し原料、廃石膏ボードは再生石膏として再資源化。その他紙く ず、繊維くず等は焼却し燃え殻として最終処分。建設汚泥は脱水して 埋立最終処分する。

(日本工業規格 A列4番)



自ら行う産業廃棄物	の再生利用に関する事項						
	【前年度(5 年月	度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず他(混合)				
44	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0	t			
①現状	(これまでに実施した!	取組)					
	特に実施していません	特に実施していません。					
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず他(混合)				
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0	t			
	(今後実施する予定の)	以和 <i>)</i>					
	実施予定なし。						
自ら行う産業廃棄物	 の中間処理に関する事項						
	【前年度(5 年月	度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず他(混合)				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0	t			
①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0	t			
	(これまでに実施した取	(これまでに実施した取組)					
	特に実施していません	1 0					
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず他(混合)				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0	t			
②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0	t			
	(今後実施する予定の)	双組)					
	実施予定なし。						
<u> </u>							

自ら	っ行う産業廃棄物の埋	立処分又は海洋投入処分	分に関する事項				
		【前年	年度(5	年度)実統	責】		
①租业	産業廃棄物の種類	がわ	き類	木くず他	(混合)		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の』		t	0	t		
	①現状	(これまでに実施した	こ取組)				
		特に実施していませ	· / .				
		【目標】					
		産業廃棄物の種類	がれき類		木くず他(混合)		
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	基	t	0	t	
		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。					
産業	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
			手度 (5 _{- がわき類}	年度)実統		=九/∓//P	
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず他(淮		設汚泥	
		全処理委託量	1358t	24. 721	t (6.6t	
		優良認定処理業者 への処理委託量					
		再生利用業者への 処理委託量	1358t	24. 721	t		
	①現状	認定熱回収業者 への処理委託量					
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量					
		(これまでに実施した取組) ①設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑止を考慮した工法、資材等を採用した。 ②作業所内で資材を繰り返し使用した。 ③廃棄物を再生施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用した。 ④廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進した。					

	【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず他 (混合)	建設汚泥
	全処理委託量	1358t	24. 72t	6.6t
	優良認定処理業者 への処理委託量			
	再生利用業者への 処理委託量	1358t	24. 72t	
	認定熱回収業者 への処理委託量			
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量			
	(今後実施する予定の取組) ① 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑止を考慮した工法、資材等を採用します。 ② 作業所内で資材を繰り返し使用します。 ③ 棄物を再生施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用します。 ④ 棄物の分別を徹底し再生利用を推進します。 ⑤ 可能な限り、優良認定処理業者や認定熱回収業者を選定します。 ⑥ 委託先について、産業廃棄物の処理状況を定期的に確認します			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間 処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理 を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。